

長与町告示第6号

長与町森林整備計画の樹立に伴う縦覧について

令和8年2月4日

長与町長 吉 田 慎



森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により長与町森林整備計画を樹立したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、長与町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、長与町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

記

1. 市町村森林整備計画の名称

長与町 森林整備計画書（案）

2. 縦覧場所

長与町建設産業部産業振興課（西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1）

長与町公式ホームページ（リンク <https://webtown.nagayo.jp>）

3. 意見書の提出先

長与町建設産業部産業振興課（西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1）

4. 縦覧期間

自 令和8年2月4日

至 令和8年3月5日

※土・日・祝日は除く（長与町建設産業部産業振興課での縦覧）